



裁判官認印

第4回弁論準備手続調書(和解)

事件の表示 令和3年(ワ)第2047号
期 日 令和4年6月22日午前11時00分
場 所 等 札幌地方裁判所民事第3部準備手続室
裁 判 官 水 野 峻 志
裁 判 所 書 記 官 高 橋 志 津 果
出頭した当事者等 原 告 藤 田 淳
原告代理人 皆川洋美
被告代理人 本間裕美

指 定 期 日

当 事 者 の 陳 述 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

札幌市白石区本郷通1丁目北1-1-902

原 告 藤 田 淳

同訴訟代理人弁護士 皆 川 洋 美

札幌市厚別区厚別中央一条1丁目1番25号

被 告 札幌交通株式会社

同代表者代表取締役 中 川 昌 信

同訴訟代理人弁護士 本 間 裕 美

第2 請求の表示

原告の被告に対する

- 1 別紙未払基本給計算書記載の未払基本給合計34万円及び同計算書「金額」欄記載の各金員に対する同計算書「賃金支払日」欄記載の各翌日から支払済みまで、それぞれ年3分の割合による遅延損害金の各支払請求
- 2 別紙割増賃金計算書記載の未払割増賃金合計270万2462円及び同計算書「未払法外等割増賃金」欄記載の各金員に対する同計算書「賃金支払日」欄記載の各翌日から支払済みまで、同計算書「法定利率」欄記載の各割合による遅延損害金の各支払請求
- 3 令和3年3月20日の人事異動の際に被告役員から受けた不当な退職勧告行為及び被告の不当な時間外賃金の不払いにより精神的苦痛を被ったことによる慰謝料100万円及び弁護士費用10万円の合計110万円及びこれに対する同日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の各支払請求

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として130万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和4年7月22日限り、北洋銀行札幌西支店の「預り口弁護士皆川洋美（あずかりぐちべんごしみながわひろみ）」名義の普通預金口座（口座番号5155821）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 高 橋 志 津 果

別紙 未払基本給計算書

支払月	金額	賃金支払日 <遅延損害金起算日>
2020（令和2）年4月分	20,000円	2020（令和2）年4月25日
2020（令和2）年5月分	20,000円	2020（令和2）年5月25日
2020（令和2）年6月分	20,000円	2020（令和2）年6月25日
2020（令和2）年7月	20,000円	2020（令和2）年7月25日
2020（令和2）年8月分	20,000円	2020（令和2）年8月25日
2020（令和2）年9月分	20,000円	2020（令和2）年9月25日
2020（令和2）年10月分	20,000円	2020（令和2）年10月25日
2020（令和2）年11月分	20,000円	2020（令和2）年11月25日
2020（令和2）年12月分	20,000円	2020（令和2）年12月25日
2020（令和3）年1月分	20,000円	2020（令和3）年1月25日
2020（令和3）年2月分	20,000円	2020（令和3）年2月25日
2020（令和3）年3月分	20,000円	2020（令和3）年3月25日
2020（令和3）年4月分	20,000円	2020（令和3）年4月25日
2020（令和3）年5月分	20,000円	2020（令和3）年5月25日
2020（令和3）年6月分	20,000円	2020（令和3）年6月25日
2020（令和3）年7月分	20,000円	2020（令和3）年7月25日
2020（令和3）年8月分	20,000円	2020（令和3）年8月25日
合計額	340,000円	

これは正本である。

令和4年6月22日

札幌地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 高橋 志津果

